

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年5月13日

長野県 林務部 信州の木活用課長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度安全な林業技能普及事業 林業技能検定対策研修会開催業務

#### (2) 業務の目的

林業技能検定の受検を通して、林業就業者の林業技能を客観的に評価し、安全に作業するために必要なスキルを見直し、また資格取得によるキャリア形成を図るため、林業技能検定対策研修会を開催し、資格取得の推進、技能検定のPRを行う。

#### (3) 業務内容

技能検定受検者を対象とした研修会の開催

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに従う

#### (5) 業務の実施場所

長野県一円

#### (6) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

#### (7) 費用の上限額

915,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

### 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

(7) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有するものであること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

① 同種の業務の実績

② 同種の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下692の2

長野県林務部信州の木活用課担い手係（担当 時任）

電 話 026-235-7274

F A X 026-235-7364

メール rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年5月22日（金）（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（(6) ①）の3日前までに、書面により信州の木活用課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求められます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期間 公告日から令和8年5月29日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- (2) 受付場所 3(4)に同じ。
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 信州の木活用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年6月2日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

5 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式  
任意様式による。
- (3) 企画書記載上の留意事項  
業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。  
また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 3(4)に同じ。
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
  - ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
  - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ① 提出期限 令和8年6月5日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
  - ② 提出先 3(4)に同じ
  - ③ 提出部数 7部（原本1部、写し6部）
  - ④ 提出方法 持参、郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
業務目的への理解	本業務の目的及び内容の理解度が高く、全体を通して仕様書の内容を満たした提案となっているか	30
研修内容および研修の実施体制	受講者にとって有意義で具体的な内容を企画できているか。 企画内容に応じて適切な資料、講師など、実施体制を整備されているか。	30
研修カリキュラムの妥当性	技能検定（学科・実技）に必要なカリキュラムを構成しているか。	10
業務履行の確実性	提案された手法の実現性は高いか。 業務の遂行に必要な体制が確保されているか。	10
経費及び内訳の妥当性	見積額は、上限額の範囲内か。 見積額の内訳や算定根拠が明示され、仕様書に基づいた内容となっているか。	10
実績の適切性	過去に種類を同じくする業務を履行した実績を十分に有しているか。	10
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

企画提案書の審査は、企画提案書審査委員会において、最も優れた企画提案のあった1者を選定する。

なお、評価の結果、最高点となった者の平均点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により信州の木活用課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により信州の木活用課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算し

て10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

6 契約書案

別添契約書（案）のとおり

7 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により信州の木活用課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課において閲覧に供します。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下692の2	
長野県林務部信州の木活用課担い手係（担当 時任）	
電 話	026-235-7274
F A X	026-235-7364
メール	rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。